

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年9月26日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

建設部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

道路占用料及び水路使用料収入状況（建設総務課）

境界明示等手数料収入状況（建設総務課）

委託料支出状況（建設総務課、道路建設課）

補助金支出状況（用地課）

工事請負費支出状況（道路建設課）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、建設部建設総務課、用地課、道路建設課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から令和4年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和4年5月2日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年6月30日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

### 記

#### 1 建設総務課

- (1) 道路占用料及び水路使用料収入状況について適正に処理されていた。

- (2) 境界明示等手数料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について  
境界標測量設置業務委託において、業務完了検査の遅延が見受けられた。  
適正な事務の執行に努められたい。

## 2 用地課

- (1) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。

## 3 道路建設課

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。